

全国中学校体育大会 大会会場出店手続きについて (出店業者用)

(公財)日本中学校体育連盟

(公財)日本中学校体育連盟の主催する全国中学校体育大会の会場に出店する業者は(公財)日本中学校体育連盟の賛助会員のみとする。

大会会場に出店する業者は売上総額の8%を還元金として(公財)日本中学校体育連盟に納入する。(日本スポーツイベント推進協議会会員の出店業者は、協議会から一括契約金額が(公財)日本中学校体育連盟に納入される。)

全国中学校体育大会会場に出店希望がある場合は、下記の手続きを取って下さい。

I 出店手続き

- 1 出店希望業者は、(公財)日本中学校体育連盟が指定する、様式1「出店申請書」、様式2「販売品目リスト及び価格一覧」、様式3「販売員名簿」を作成する。
- 2 上記書類を、(公財)日本中学校体育連盟に持参・郵送(メール可)にて提出する。
(締切り日 6月15日)
- 3 出店業者は(公財)日本中学校体育連盟から送付された様式4「出店許可書」のコピーを大会開催地実行委員会に提出する。
- 4 出店業者の書類提出後の手続き等については、開催地実行委員会の指示による。
- 5 (公財)日本中学校体育連盟の賛助会員に入会していない業者は、出店はできない。

II 大会終了後の手続き

- 1 出店業者は、「売上報告書」を大会終了1ヶ月以内に(公財)日本中学校体育連盟に送付する。
- 2 売上総額の8%を(公財)日本中学校体育連盟から請求する。
- 3 出店業者は請求額を(公財)日本中学校体育連盟指定の口座へ振り込む。

III 開催地の出店希望業者の手続き

- 1 開催地の地場産業の活性化及び振興のための出店希望がある場合は、開催地実行委員会が別途定める「売店設置基本方針」および「売店設置運営要項」により手続きを行う。但し、開催地の特産物以外の販売は許可しない。
- 2 売上総額の8%を還元金として、大会終了後に開催地実行委員会に納付する。

※ (公財)日本中学校体育連盟・開催地実行委員会の指示は、遵守すること。

※ 連絡先 (公財)日本中学校体育連盟事務局 電話 03-5843-1961